



女性をとりまく税制

山田由美子税理士事務所 代表 税理士 山田由美子



私は全国女性税理士連盟で税制委員会に所属している。全国女性税理士連盟は昭和33年の創立以来、女性税理士として、お互いに研鑽を図り、親睦を深め、税制をはじめとする社会的な仕組みの改善に貢献するため幅広い活動を行なっている。そのなかで税制委員会は税制について検討を重ね、時宣を得た提言・意見表明を行っている。提出している要望書のひとつに「所得税法第56条廃止の要望書」がある。所得税法第56条をめぐる多くの判例がある。その中のひとつが弁護士の夫が妻である税理士に支払った税理士報酬等を必要経費に参入して所得税の確定申告を行なったところ、この税理士報酬は、所得税法第56条に規定する「生計を一にする配偶者」に対して支払ったものに該当するので必要経費として認められないという裁判である。

所得税は戦前戦後しばらくの間は世帯単位課税であったが、シャープ勧告により個人単位課税にシフトしていく。ただ、まだまだその頃は個人事業は家族ぐるみの協力と家族の財産を共同管理使用して成り立つものだった。だから所得税法第56条では同一生計親族に支払う対価は必要経費としない、また受け取った側の所得としない旨が規定されていた。所得税法第56条に関する裁判の原告は昭和46年以降、印刷業、洋服仕立業、自動車修理業、靴販売業、製本業等の小規模な家内工業的な業種が並んでいたが、時代が進むにつれ医師、弁護士、弁理士、税理士、司法書士等の専門職が増加し、業種が時代とともに変遷してきていることが伺える。社会が大きく変貌する中、同一生計親族であってもそれぞれ独立した事業を営む者も

多くなっている中、同一生計親族に支払う対価の経費性を一切認めないとする所得税法第56条は時代遅れの法律になっているといえる。夫婦である弁護士と税理士が同居して生計を一にしているのは当然である。でも事業所は別々に開設して独立して事業を行なっている。昭和初期の家内制事業とは事業形態が全然異なっているのに、課税庁はその状況を無視して所得税法第56条を一律に適用して、妻である税理士に支払った報酬を必要経費として認めないのは、解釈適用を誤っているといえる。

現代社会は、女性の社会進出が進み、所得税法第56条が規定された当時の社会状況とは、世帯の種類や就労形態も大幅に変化・多様化してきている。税制は、性別、婚姻、家族形態などに対し中立であるべきで、生計を一にする親族の受ける適正な対価を当然に評価し、それにより財産形成の機会を平等に保障するものでなければならない。以上の理由により全国女性税理士連盟は所得税法第56条の廃止を要望している。

他にも女性であり税理士である立場から「人的控除」「夫婦別氏制度」等の研究も重ねている。

プロフィール

平成7年2月 税理士登録
平成12月10月 ファイナンシャルプランナー
(CFP)登録
日本成年後見法学会 会員
大阪家庭裁判所 参与員
全国女税理士連盟 税制委員会 委員